

仕 様 書

1. 事業名

摂津市「健康づくり年間日程表」官民協働発行事業

2. 趣旨

摂津市民の暮らしに役立つ保健情報を提供するため、保健センターや市内医療機関等で実施する保健事業内容と、地域の生活情報として企業等の広告（以下「広告」という。）を加えた市民向け情報誌である「健康づくり年間日程表」（以下「年間日程表」という。）を摂津市（以下「市」という。）と協働で発行する

3. 作成期間等

- (1) 作成期間 協定締結の日から令和 8 年 3 月 19 日まで
- (2) 発 行 令和 8 年 3 月

4. 作成予定部数及び納品

- (1) 作成予定部数
48,000 部（広告掲載者への見本誌提供部数は除く）
- (2) 納品
 - ① 令和 8 年 3 月 19 日までに市の指定する施設に納品すること。
 - ② ホームページ掲載用の PDF データを市に提供すること。

5. 構成

区分	内容	割合
行政情報	健診・検診情報、医療機関の情報、予防接種情報、健康づくりに関する情報等	60%以上
地域情報	医療機関等の情報等	
広 告	企業等の広告	40%以下

※ 割合については、全紙面に占める面積割合とする。

6. 作業分担

- (1) 摂津市
 - ア 行政情報の原稿及び資料の提供
 - イ 市転入者への配布及び施設窓口等での配布

(2) 事業者

- ア 企画（市から情報提供があったものを含め掲載内容等の立案）、編集（レイアウト、デザイン等）、印刷及び製本等、作成に係る一切の業務
- イ 広告主の募集及び広告作成に係る一切の業務
- ウ 市への納品
- エ 市民等からの問合せ・苦情への対応

7. 規格等

- (1) A4版 総ページ 50 ページ以内
- (2) 全てのページ フルカラー
- (3) 広告の色調等について行政情報と明確に区別できるように工夫をすること。
ただし、表紙には広告を掲載しない。

8. 留意事項

- (1) 作成に当たっては、本市と十分協議すること。
- (2) 協議を行った際、事業者は協議録を作成し本市の承認を得ること。

9. 掲載広告

- (1) 冊子に掲載する広告には、「広告」という表記を記載し、広告内容に関しての一切の責任は事業者又は広告主が負う。
- (2) 広告主の募集・広告作成は事業者が行うものとし、その収入は事業者に帰属する。
- (3) 関係法令、機関の定める規定などを確認し遵守し、事前に広告内容について市の審査を受けるものとする。なお、次に掲げる広告は掲載しないものとする。
 - ア 法令、条例又は規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に関するもの及び類似の業種
 - ウ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種
 - エ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第2条第2項に規定する探偵業に関するもの及び類似の業種
 - オ 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、人材募集その他これらに類するもの
 - カ 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
 - キ 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
 - ク 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
 - ケ 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのあるもの
 - コ 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

- サ 摂津市外へ転出を促すような他市の不動産販売等のもの。ただし、市の施策に関連するなど特別な事情がある場合は適否を検討する
 - シ 摂津市の施設と競合するおそれのある摂津市以外の公共施設等のもの
 - ス 許認可や資格が必要な業務を行うもので、許認可等が確認できない場合
 - セ その他、市が掲載する広告としてふさわしくないと認めるもの
- (4) 前号に掲げるもののほか、行政機関からの指導等を受け、その改善がなされていない者又は市税等を滞納している者の広告は、掲載しない

10. その他

- (1) 常に市と緊密な連絡体制をとること。
- (2) 本業務の履行に当たり、仕様書等に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、適宜本市及び事業者双方の協議により処理する。
- (3) 本仕様書内で明記されていない事項であっても、本業務に附帯する作業については、履行しなければならない。
- (4) 履行に当たり、事業者の不注意等の瑕疵により生じた故障等は、事業者の責任において処理すること。
- (5) 本市が事前に承諾した場合を除き、当該事務については自らが行き、第三者に再委託しないこと。なお、本市の承認を得た上で再委託（業務全体の一部に限る）を行う場合には、当該第三者に対しても本事項を遵守させること。また、再々委託は認められない。
上記の内容に違反する事項が生じたとき又は生じるおそれがあることを知ったときは速やかに本市に報告し、その指示に従うこと。
- (6) 本市又は本市の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。
ただし、第三者に提供する場合で、あらかじめ本市の承諾を得たものについては、この限りでない。
- (7) 市は、協働発行事業者が決定した場合は、その事実を市ホームページ等で広報する。
- (8) 事業者は、配布及び利用期間中に第三者から内容等に問合せや苦情があった場合、誠意を持って対応すること